

# くまもとの 介護保険



## 索引

1. 介護保険を利用するには ..... ①
2. 介護保険被保険者証・介護保険負担割合証 ..... ①
3. 介護サービスを受けるための手続き ..... ①～③
4. 介護保険で受けられるサービス ..... ③～④
5. 要介護度別の利用限度額 ..... ④
6. サービスを利用するときの自己負担 ..... ④～⑤
7. 高齢者支援センターささえりあ ..... ⑤
8. 介護保険の財源 ..... ⑤
9. 保険料と納め方 ..... ⑥
10. 熊本市内の申請受付窓口一覧 ..... ⑦
11. 熊本市高齢者支援センターささえりあ 一覧 ..... ⑧
12. 保険料の納め忘れにご注意ください! ..... ⑨
13. 相談・お問い合わせについて ..... ⑨

# 1 介護保険を利用するには

介護保険制度で介護サービスを利用するためには、要介護(要支援)認定を受けなければなりません。これは、どの程度の介護が必要なのか、その度合い(要介護度区分)を判定するものです。(運動型通所サービスの短期利用を除く。)

## (対象)

- 65歳以上の方(第1号被保険者)  
寝たきり、認知症など日常生活に常時介護が必要な状態、または家事や身支度などの支援が必要な方。
- 40歳~64歳の方(第2号被保険者)  
がん、脳血管疾患、パーキンソン病など16種類の特定疾病により介護または支援が必要な方。

### ■16種類の特定疾病

- ①がん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。)  
②関節リウマチ ③筋萎縮性側索硬化症 ④後縦靭帯骨化症 ⑤骨折を伴う骨粗鬆症 ⑥初老期における認知症  
⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病 ⑧脊髄小脳変性症 ⑨脊柱管狭窄症  
⑩早老症 ⑪多系統萎縮症 ⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 ⑬脳血管疾患  
⑭閉塞性動脈硬化症 ⑮慢性閉塞性肺疾患 ⑯両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

# 2 介護保険被保険者証・介護保険負担割合証

65歳以上になったら、介護保険の保険証が交付されます。

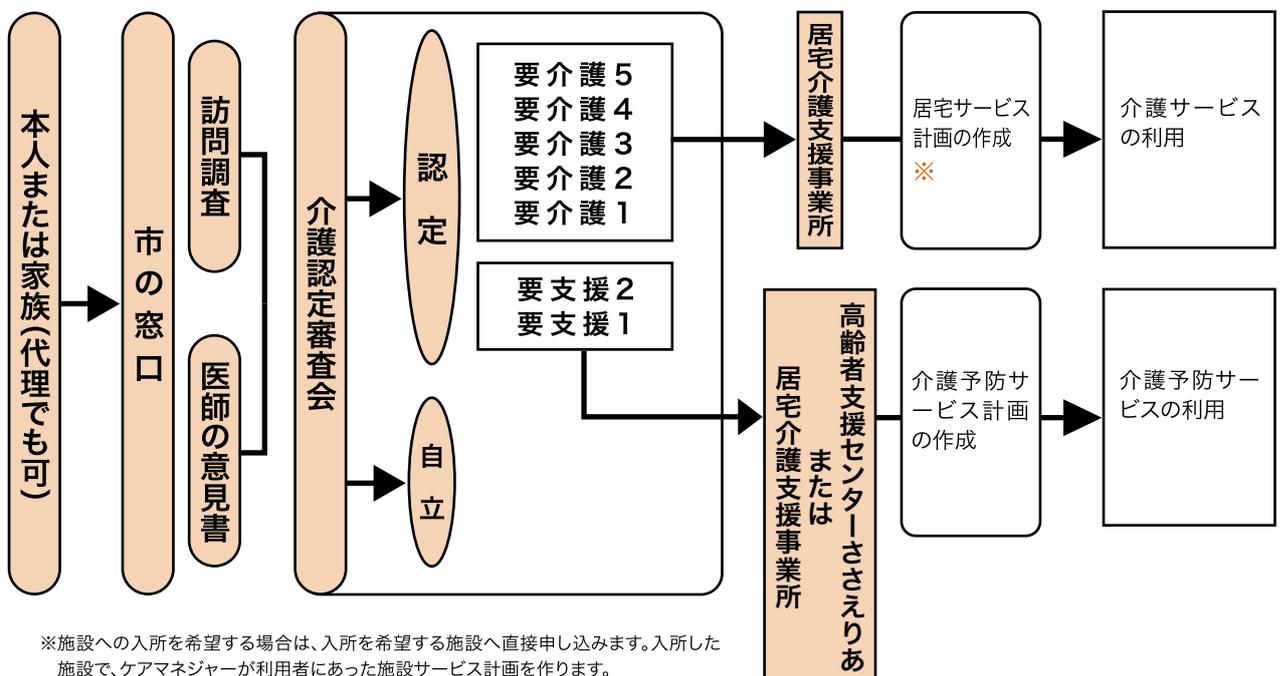
- 第1号被保険者となる65歳の誕生日の前日の属する月に保険証が交付されます。
  - 保険証は次の場合に必要となります。
    - 要介護(要支援)認定を申請する時。
    - ケアプラン(居宅サービス計画、介護予防サービス計画)を作成する時。
    - サービスを受ける時。
- ※40歳~64歳の方は、要介護(要支援)認定を受けた方に交付されます。



要介護・要支援認定のある方及び総合事業対象者の方に介護保険の負担割合証が交付されます。

- 第1号被保険者のうち一定以上の所得のある方は、利用者負担が2割または3割になります。
- 利用者負担割合を確認するため、認定のある方全員に負担割合証が交付されます。
- 介護サービスを利用するときには、介護保険被保険者証と介護保険負担割合証の両方が必要です。

# 3 介護サービスを受けるための手続き



## (1) 要介護(要支援)認定申請

介護サービスを利用するためには市に要介護(要支援)認定の申請が必要です。

### ●介護保険の保険証を添えて窓口に提出します。

本人または家族が申請するか、高齢者支援センターささえりあ、指定居宅介護支援事業者などに代行してもらうことができます。

※申請書には氏名・住所などのほか、主治医が決まっている場合はその氏名などを記入します。

第2号被保険者の場合は特定疾病なども記載します。

医療保険の保険者を確認する必要があるため、健康保険証の提示にご協力お願いします。



## (2) 認定調査

申請を受けて市は、認定調査員を派遣し、本人の心身の状態、日常生活の自立度などについて調査します。

### ●全国共通の74項目の調査事項などについて、本人と家族などから聞き取り調査を行います。

#### ①コンピュータ判定

公平な判定を行うため、認定調査の結果はコンピュータで処理されます。

#### ②主治医の意見書

市から申請者の主治医に疾病の状態、特別な医療、認知症や障害の状態について意見を求めます。

## (3) 介護認定審査会

認定調査(コンピュータ判定)の結果と主治医の意見書などをもとに、保健・医療・福祉の専門家で構成される介護認定審査会で、5分野(直接生活介助、間接生活介助、問題行動関連行為、機能訓練関連行為、医療関連行為)について、要介護認定等基準時間を算出し、その時間と認知症加算の合計を基に自立または、要支援1～要介護5に判定されます。

### ■要介護認定等基準時間

|      |   |
|------|---|
| 要支援1 | 要介護認定等基準時間が25分以上32分未満又はこれに相当すると認められる状態          |
| 要支援2 | 要支援状態のうち、要介護認定等基準時間が32分以上50分未満又はこれに相当すると認められる状態 |
| 要介護1 | 要介護認定等基準時間が32分以上50分未満又はこれに相当すると認められる状態          |
| 要介護2 | 要介護認定等基準時間が50分以上70分未満又はこれに相当すると認められる状態          |
| 要介護3 | 要介護認定等基準時間が70分以上90分未満又はこれに相当すると認められる状態          |
| 要介護4 | 要介護認定等基準時間が90分以上110分未満又はこれに相当すると認められる状態         |
| 要介護5 | 要介護認定等基準時間が110分以上又はこれに相当すると認められる状態              |

## (4) 認定結果の通知

介護認定審査会の判定に基づき、市が認定を行い、申請者本人へ認定結果を通知します。

●認定結果に不服があるときは、各区役所福祉課へおたずねください。それでもなお不服があるときは「熊本県介護保険審査会」に申し立てができます。

●認定は、状態や要介護度等によって3～48カ月で更新します。  
更新の手続きは認定有効期間の満了日の60日前からできます。

## (5) 居宅サービス計画・介護予防サービス計画の作成

要介護(1～5)または要支援(1・2)と認定された方は、どんなサービスをどれくらい利用するかという居宅サービス計画または介護予防サービス計画を作成する必要があります。

### ●要介護1～5と認定された方(居宅サービス計画の作成依頼)

指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員(ケアマネジャー)に、介護保険の保険証を添えて申し込みます。

### ●要支援1・2と認定された方(介護予防サービス計画の作成依頼)

高齢者支援センターささえりあまたは指定居宅介護支援事業所に介護保険の保険証を添えて申し込みます。高齢者支援センターささえりあが介護予防サービス計画の作成を指定居宅介護支援事業所に委託することもあります。

※居宅サービス計画・介護予防サービス計画の作成は全額が保険給付となり自己負担はありません。

※施設に入所される方は、その施設内での施設サービス計画を作成します。

## (6) サービスの利用

介護保険のサービスは、居宅サービス計画・介護予防サービス計画・施設サービス計画に基づきサービスを利用します。

### ●要介護1～5と認定された方

居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスを利用できます。

### ●要支援1・2と認定された方

介護保険サービス(P3～4)と介護予防・日常生活支援総合事業※の訪問サービス(介護予防訪問サービス、生活援助型訪問サービス)、通所サービス(介護予防通所サービス、運動型通所サービス)が利用できます。

※介護予防・日常生活支援総合事業のみを利用している場合、要介護(要支援)認定更新申請に代えて、「基本チェックリスト」による判定で引き続きサービスを利用できます。

### ●総合事業対象者となった方

介護予防・日常生活支援総合事業の通所サービス(運動型通所サービス)の短期間利用、短期集中予防サービス(訪問・通所サービス)、住民全体で行う地域支え合い型サービス(訪問・移動支援・通所サービス)を利用できます。

※要支援1・2と認定された方も利用可



## 4 介護保険で受けられるサービス

介護保険のサービスには、家庭での生活を支援する居宅サービス(介護予防サービス)、住み慣れた地域での生活を支援する地域密着型サービス(地域密着型介護予防サービス)、施設に入所してサービスを受ける施設サービスがあります。

(下表の※は要支援1・2の方が対象で、介護予防を目的として提供される介護予防サービス・地域密着型介護予防サービスです。)

### 居宅サービス

|  |   |
|--|---|
| ●訪問介護  | ホームヘルパーが自宅を訪問し、介護や生活援助などを行います。  |
| ●訪問入浴介護(※介護予防訪問入浴介護)                           | 自宅を訪問し浴槽を提供して入浴の介助を行います。  |
| ●訪問看護(※介護予防訪問看護)                               | 看護師が自宅を訪問して療養上の世話や診療の補助を行います。   |
| ●訪問リハビリテーション(※介護予防訪問リハビリテーション)                 | 理学療法士などが自宅を訪問してリハビリを行います。   |
| ●居宅療養管理指導(※介護予防居宅療養管理指導)                       | 医師、歯科医師などが自宅を訪問して療養上の管理や指導を行います。  |
| ●通所介護  | デイサービスセンターなどで入浴や食事などの提供や機能訓練を日帰りで行います。                                    |
| ●通所リハビリテーション(※介護予防通所リハビリテーション)                 | 老人保健施設や病院などで、入浴や食事などを提供したり、リハビリを日帰りで行います。                                 |
| ●短期入所生活介護/短期入所療養介護(※介護予防短期入所生活介護/介護予防短期入所療養介護) | 施設に短期間入所して日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。   |
| ●特定施設入居者生活介護(※介護予防特定施設入居者生活介護)                 | 有料老人ホームなどの入居者に、日常生活上の支援や介護を提供します。   |
| ●福祉用具貸与(※介護予防福祉用具貸与)                           | 自立を助けるための福祉用具を貸与します。<br>(要支援1・2及び要介護1の方については、特殊寝台、車椅子等は原則保険給付の対象とはなりません。) |
| ●特定福祉用具販売(※特定介護予防福祉用具販売)                       | 入浴、排せつなどに使用する福祉用具の購入費を支給します。<br>(市及び県の指定を受けた販売業者から購入しなければ保険給付の対象とはなりません。) |
| ●住宅改修費(※介護予防住宅改修費)                             | 手すりの取り付けなどの住宅改修費用を支給します。(市に事前の申請が必要です。)                                   |

### 地域密着型サービス

|  |   |
|--|---|
| ●小規模多機能型居宅介護(※介護予防小規模多機能型居宅介護)           | 通いを中心として、利用者の態様等に応じ、随時訪問や泊まりを組み合わせるサービスを提供します。                                    |
| ●夜間対応型訪問介護                               | 夜間に定期的に巡回して行う訪問介護と利用者の求めに応じて随時対応する訪問介護を組み合わせるサービスを提供します。<br>要支援1・2の方は利用できません。     |
| ●認知症対応型共同生活介護(※介護予防認知症対応型共同生活介護/グループホーム) | 少人数(5～9人)の認知症高齢者が家庭的な環境の中で共同生活を送ることができるように、入浴や排せつ、食事などの日常生活を援助します。要支援1の方は利用できません。 |
| ●認知症対応型通所介護(※介護予防認知症対応型通所介護)             | 認知症高齢者がデイサービスセンターなどに通い、入浴、食事等の介護や機能訓練を受けます。                                       |

地域密着型サービス

- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(地域密着型特別養護老人ホーム)**  
常時介護が必要で自宅では介護ができない方を対象として、定員29人以下の小規模な施設で、食事や入浴などの介護や健康管理など日常生活の世話を受けられます。原則として要介護3以上の方が対象です。
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護**  
ホームヘルパーや看護師等が定期的な巡回又は随時通報により自宅を訪問し介護や療養上の世話をを行います。要支援1・2の方は利用できません。
- 看護小規模多機能型居宅介護**  
小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせたサービスを提供します。要支援1・2の方は利用できません。
- 地域密着型特定施設入居者生活介護**  
有料老人ホームなどの入所者に、日常生活上の支援や介護を提供します。要支援1・2の方は利用できません。
- 地域密着型通所介護**  
定員18人以下の小規模のデイサービスセンターなどで、入浴や食事などの提供や機能訓練を日帰りで行います。

施設サービス

- 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)**  
介護などの日常生活上の世話や機能訓練、健康管理、その他必要な世話をを行います。原則として要介護3以上の方が対象です。要支援1・2の方は利用できません。
- 介護老人保健施設**  
病状が安定した方に、機能訓練を中心とする医療ケアや介護、日常生活上の世話をを行います。要支援1・2の方は利用できません。
- 介護医療院**  
長期的な医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者を対象とし、「日常的な医学管理」や「看取りやターミナルケア」等の医療機能と「生活施設」としての機能を兼ね備えたサービスを行います。要支援1・2の方は利用できません。

## 5 要介護度別の利用限度額

在宅サービスは要介護度ごとに介護保険で利用できる上限額が決まっています。

■利用限度額(月額)

| 総合事業対象者 | 要支援1    | 要支援2     | 要介護1     | 要介護2     | 要介護3     | 要介護4     | 要介護5     |
|---------|---------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 50,320円 | 50,320円 | 105,310円 | 167,650円 | 197,050円 | 270,480円 | 309,380円 | 362,170円 |

※利用者負担額は、上記の1割から3割のいずれかです。

■上記の利用限度額とは別枠の在宅サービス

○福祉用具購入費/1年間10万円      ○住宅改修費/同一住宅同一対象者で20万円

※福祉用具購入、住宅改修をされる場合は、事前に市の窓口にご相談ください。

## 6 サービスを利用するときの自己負担

●介護予防サービスを利用するには、原則そのサービスにかかる費用の1割から3割のいずれかを負担していただくことになります。しかし、以下のとおり費用が高額になった場合は、負担を軽減する制度があります。

(1)負担が高額になったとき

①高額介護(予防)サービス費

同じ世帯内のサービス利用者が同じ月に受けたサービス利用者負担の合計(世帯合計)が高額になり、下表にある利用者負担上限額(月額)を超えた場合には、市から申請書を送付します。市に申請して認められると超えた分が「高額介護サービス費」として後日支給されます。

<利用者負担段階>

| 利用者負担段階 | 利用者負担上限額(月額) | 対象となる方   |
|---------|--------------|--|
| 第1段階    | 15,000円      | 世帯全員が市民税非課税で高齢福祉年金を受給している方・生活保護を受給している方            |
| 第2段階    | 15,000円      | 世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が <b>80.9万円</b> 以下の方  |
| 第3段階    | 24,600円      | 世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が <b>80.9万円</b> を超える方 |
| 第4段階    | 44,400円      | 市民税課税世帯で下記(第5～7段階)に該当しない方                          |
| 第5段階    | 44,400円      | 同一世帯内に課税所得145万円以上380万円未満の現役並み所得に相当する第1号被保険者が世帯にいる方 |
| 第6段階    | 93,000円      | 同一世帯内に課税所得380万円以上690万円未満の現役並み所得に相当する第1号被保険者が世帯にいる方 |
| 第7段階    | 140,100円     | 同一世帯内に課税所得690万円以上の現役並み所得に相当する第1号被保険者が世帯にいる方        |

## ②高額医療合算介護(予防)サービス費

各医療保険(国民健康保険、被用者保険、後期高齢者医療制度)における世帯内で、1年間(毎年8月1日から翌年7月31日)の医療保険と介護保険の自己負担を合算し、世帯の上限額を超える場合に、その超えた額を、医療保険からは「高額介護合算療養費」として、介護保険からは当該サービスによりそれぞれ支給します。

## (2)施設入所及び通所サービス利用に伴う居住費・食費

- 介護保険施設(ショートステイを含む)での居住費(滞在費)・食費と通所サービスでの食費は、自己負担となり、利用者と施設の契約によって定められます。
- 利用者負担第1段階～第3段階②(※高額介護(予防)サービス費での負担段階と異なる場合があります。)の方が介護保険施設(ショートステイを含む)を利用する場合には、利用者負担段階ごとに居住費(滞在費)・食費の本人が負担する限度額を設定し、それを超える分については、「特定入所者介護(支援)サービス費」として介護保険から一定の補足給付を行います。軽減を受けるためには市への申請が必要です。

### <利用者負担段階>(令和6年8月～)

(単位:円/日)

|       | 食費     |         | 居住費     |             |           |                |     |
|-------|--------|---------|---------|-------------|-----------|----------------|-----|
|       | 施設     | ショートステイ | ユニット型個室 | ユニット型個室の多床室 | 従来型個室(特養) | 従来型個室(老健・医療院等) | 多床室 |
| 第1段階  | 300    | 300     | 880     | 550         | 380       | 550            | 0   |
| 第2段階  | 390    | 600     | 880     | 550         | 480       | 550            | 430 |
| 第3段階① | 650    | 1,000   | 1,370   | 1,370       | 880       | 1,370          | 430 |
| 第3段階② | 1,360  | 1,300   | 1,370   | 1,370       | 880       | 1,370          | 430 |
| 第4段階  | 施設との契約 |         |         |             |           |                |     |

## 7 高齢者支援センターささえりあ

高齢者の皆さんができる限り住み慣れた地域で安心して生活していけるように、さまざまな支援を行う高齢者支援センターささえりあを市内27カ所に設置しています。

(高齢者支援センターささえりあの連絡先は、8ページをご覧ください。)

高齢者支援センターささえりあには、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー、生活支援コーディネーター等の専門スタッフを配置し、以下の業務などを行っています。

### ●介護予防サービスに関するケアマネジメント

要支援1・2の認定を受けた方と総合事業対象者の方が介護予防サービスを利用するための介護予防サービス計画を作成します。(高齢者支援センターささえりあから指定居宅介護支援事業者に委託する場合があります。)

### ●総合相談支援・権利擁護

高齢者や家族の総合的な相談に対応するとともに、虐待の防止など高齢者の権利擁護に努めます。

### ●包括的・継続的ケアマネジメント

高齢者の住み慣れた地域での生活を支えるため、地域や関係機関との連携を強化します。

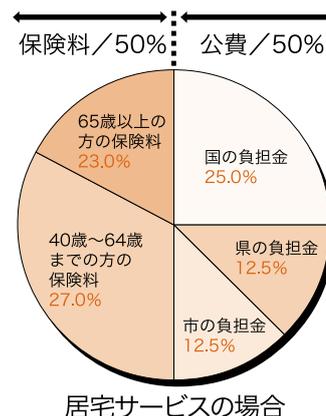
### ●生活支援体制整備

高齢者の方の日常生活の困りごと等について、地域の方々と共に支え合う仕組みづくりに取り組んでいます。

## 8 介護保険の財源

介護保険の費用は、利用者の負担を除いた分の半分を公費で負担し、残り半分を保険料で負担します。

※保険料は公費とともに大切な財源となります。



65歳以上の方と40歳～64歳の方は保険料とその納め方が異なります。

### 〔65歳以上の方〕

- 保険料** 介護保険の基準額は3年ごとに見直すことになっており、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの3年間でどのような介護サービスがどれくらい必要となるかの推計をもとに算定されます。

この「保険料基準額」に基づき、介護保険料は本人の所得や世帯の市民税の課税状況等に応じて15段階に分かれます。

#### ■令和7年度(2025年度)所得段階別保険料(年額)

基準額6,400円×12カ月=76,800円

| 段階             | 対象者   | 料率    | 保険料月額   | 保険料年額    |
|----------------|---|-------|---------|----------|
| 第1段階           | 生活保護の受給者  | 0.285 | 1,824円  | 21,888円  |
|                | 老齢福祉年金の受給者で本人および世帯全員が市民税非課税の場合                                    |       |         |          |
| 第2段階           | 本人の「公的年金等収入金額」と「合計所得金額－譲渡特別控除額－公的年金等所得金額」の合計が80.9万円以下の場合          | 0.37  | 2,368円  | 28,416円  |
|                | 本人の「公的年金等収入金額」と「合計所得金額－譲渡特別控除額－公的年金等所得金額」の合計が80.9万円を超え、120万円以下の場合 |       |         |          |
| 第3段階           | 本人の「公的年金等収入金額」と「合計所得金額－譲渡特別控除額－公的年金等所得金額」の合計が120万円を超える場合          | 0.645 | 4,128円  | 49,536円  |
| 第4段階           | 本人の「公的年金等収入金額」と「合計所得金額－譲渡特別控除額－公的年金等所得金額」の合計が80.9万円以下の場合          | 0.875 | 5,600円  | 67,200円  |
| 第5段階<br>(基準段階) | 本人の「公的年金等収入金額」と「合計所得金額－譲渡特別控除額－公的年金等所得金額」の合計が80.9万円を超える場合         | 1     | 6,400円  | 76,800円  |
| 第6段階           | 120万円未満の場合  | 1.1   | 7,040円  | 84,480円  |
| 第7段階           | 120万円以上210万円未満の場合   | 1.3   | 8,320円  | 99,840円  |
| 第8段階           | 210万円以上320万円未満の場合   | 1.5   | 9,600円  | 115,200円 |
| 第9段階           | 320万円以上420万円未満の場合   | 1.7   | 10,880円 | 130,560円 |
| 第10段階          | 420万円以上520万円未満の場合   | 1.9   | 12,160円 | 145,920円 |
| 第11段階          | 520万円以上620万円未満の場合   | 2.1   | 13,440円 | 161,280円 |
| 第12段階          | 620万円以上720万円未満の場合   | 2.3   | 14,720円 | 176,640円 |
| 第13段階          | 720万円以上820万円未満の場合   | 2.5   | 16,000円 | 192,000円 |
| 第14段階          | 820万円以上920万円未満の場合   | 2.7   | 17,280円 | 207,360円 |
| 第15段階          | 920万円以上の場合  | 2.9   | 18,560円 | 222,720円 |

※第1段階～第3段階までの料率は、公費投入により軽減されています。

#### ●保険料の納め方

年額18万円以上の老齢・退職年金、障害年金、遺族年金などを受給している方は年金から天引きされ、それ以外の方は個別に納付書などで市に納めていただくことになります。

### 〔40歳～64歳の方〕

- 保険料** 保険料は加入している健康保険によって異なります。その額はそれぞれ加入している健康保険の算定方法によって決まります。

#### ●保険料の納め方

保険料は現在支払っている健康保険料に介護保険料が合算され支払うことになります。

##### ①国民健康保険の方

世帯の所得や家族構成などに応じて保険料を算定します。  
世帯主が世帯員の分も負担します。

##### ②健康保険

##### (社会保険や共済組合など)の方

保険料は給料の額に応じて算定し、事業主と折半して負担します。



### 〔保険料の減免について〕(詳細は各区役所福祉課にお問い合わせください。)

- 主たる生計維持者が、災害や長期入院などにより収入が著しく減少し、保険料を負担することが困難となった場合には、減免を受けることができる場合があります。

- 第2段階もしくは第3段階の方で、次の①から⑤の全ての要件に該当する場合は、第1段階の額に減額される場合があります。

- ①世帯の年間収入見込額(給与、年金、事業収入等全ての収入)が減免基準額以下の方。
- ②市民税を課税されている方の健康保険などの医療保険において、被扶養者となっていない方。
- ③預貯金額が単身世帯で200万円、2人世帯で400万円、3人世帯以上で500万円を超えない方。
- ④本人及び同一世帯の方が、居住用以外に処分可能な土地・家屋を有していない方。
- ⑤介護保険料の滞納がない方。

| 申請受付機関        |     |     |     | 申請種別 | 要介護(要支援)認定申請 | 居宅サービス計画作成依頼届出 | 被保険者証等再交付申請 | 高額介護介護予防サービス費支給申請 | 高額医療合算介護サービス費支給申請 | 住宅改修費支給申請 | 福祉用具購入費支給申請 | 負担限度額認定申請 | ※障害者控除対象者認定申請 |
|---------------|-----|-----|-----|------|--------------|----------------|-------------|-------------------|-------------------|-----------|-------------|-----------|---------------|
| <b>区役所福祉課</b> |     |     |     |      |              |                |             |                   |                   |           |             |           |               |
| ①中央区          | ②東区 | ③西区 |     | ○    | ○            | ○              | ○           | ○                 | ○                 | ○         | ○           | ○         | ○             |
| ④南区           | ⑤北区 |     |     |      |              |                |             |                   |                   |           |             |           |               |
| <b>総合出張所</b>  |     |     |     |      |              |                |             |                   |                   |           |             |           |               |
| ⑥河内           | ⑦天明 | ⑧城南 |     | ○    | —            | ○              | ○           | ○                 | —                 | —         | ○           | ○         | ○             |
| ⑨清水           | ⑩託麻 | ⑪幸田 | ⑫龍田 |      |              |                |             |                   |                   |           |             |           |               |

※障害者控除対象者認定とは、障害者手帳をお持ちでなくても、65歳以上の方で、それと同等の状態にあると認められる場合に、税控除が受けられる認定証を交付するものです。

|   |   |
|---|---|
| <p><b>1 中央区役所福祉課 高齢福祉班</b></p> <p>〒860-8618<br/>熊本市中央区手取本町1番1号<br/>電話 096-328-2311</p>    | <p><b>7 天明総合出張所 健康福祉班</b></p> <p>〒861-4125<br/>熊本市南区奥古閑町2035番地<br/>電話096-223-1111</p>     |
| <p><b>2 東区役所福祉課 高齢福祉班</b></p> <p>〒862-8555<br/>熊本市東区東本町16番30号<br/>電話096-367-9127</p>     | <p><b>8 城南総合出張所 健康福祉班</b></p> <p>〒861-4202<br/>熊本市南区城南町宮地1050番地<br/>電話0964-28-3111</p>   |
| <p><b>3 西区役所福祉課 高齢福祉班</b></p> <p>〒861-5292<br/>熊本市西区小島2丁目7-1<br/>電話096-329-5403</p>      | <p><b>9 清水総合出張所 健康福祉班</b></p> <p>〒861-8066<br/>熊本市北区清水亀井町14-7<br/>電話096-343-9161</p>     |
| <p><b>4 南区役所福祉課 高齢福祉班</b></p> <p>〒861-4189<br/>熊本市南区富合町清藤405番地3<br/>電話096-357-4129</p>   | <p><b>10 託麻総合出張所 健康福祉班</b></p> <p>〒861-8038<br/>熊本市東区長嶺東7丁目11-15<br/>電話096-380-3111</p>  |
| <p><b>5 北区役所福祉課 高齢福祉班</b></p> <p>〒861-0195<br/>熊本市北区植木町岩野238番地1<br/>電話096-272-1118</p>   | <p><b>11 幸田総合出張所 健康福祉班</b></p> <p>〒861-4108<br/>熊本市南区幸田2丁目4-1<br/>電話096-378-0172</p>     |
| <p><b>6 河内総合出張所 健康福祉班</b></p> <p>〒861-5347<br/>熊本市西区河内町船津2069番地5<br/>電話096-276-1111</p>  | <p><b>12 龍田総合出張所 健康福祉班</b></p> <p>〒861-8007<br/>熊本市北区龍田弓削1丁目1-10<br/>電話096-338-2231</p>  |

高齢者支援センターささえりあは、高齢者の皆さまに、できる限り住みなれた地域で安心して生活いただけるように、さまざまな支援を行います。どうぞ、ご利用ください。

(令和7年4月1日現在)

| 対象校区                    | 名称                | 住所                                       | 問い合わせ        |
|-------------------------|-------------------|--|--------------|
| 壺川、城東、慶徳、一新、五福          | 熊本市高齢者支援センターささえりあ | 熊本中央<br>熊本市中央区新町4丁目1-26                  | 319-0222     |
| 本荘、春竹、向山                | 熊本市高齢者支援センターささえりあ | 本荘<br>熊本市中央区本荘4丁目1-3                     | 221-3242     |
| 碩台、黒髪                   | 熊本市高齢者支援センターささえりあ | 子飼<br>熊本市中央区西子飼町8-18<br>RIX Bambino1階    | 243-2233     |
| 白川、大江、白山                | 熊本市高齢者支援センターささえりあ | 天神<br>熊本市中央区大江5丁目5-28<br>阿部ビル1階103       | 327-9327     |
| 出水、出水南、砂取               | 熊本市高齢者支援センターささえりあ | 水前寺<br>熊本市中央区出水1丁目4-21 1階                | 362-0065     |
| 託麻原、帯山、帯山西              | 熊本市高齢者支援センターささえりあ | 帯山<br>熊本市中央区保田窪1丁目1-33<br>第2大田ビル1階       | 241-0230     |
| 尾ノ上、東町、健軍東、山ノ内、月出       | 熊本市高齢者支援センターささえりあ | 尾ノ上<br>熊本市東区尾ノ上1丁目14-27                  | 377-8056     |
| 西原、託麻西                  | 熊本市高齢者支援センターささえりあ | 保田窪<br>熊本市東区保田窪本町10-114<br>グランフィーネ保田窪1F  | 387-8201     |
| 託麻東、託麻北、託麻南、長嶺          | 熊本市高齢者支援センターささえりあ | 託麻<br>熊本市東区戸島西2丁目6-132                   | 282-8249     |
| 画図、健軍、泉ヶ丘               | 熊本市高齢者支援センターささえりあ | 江津湖<br>熊本市東区神水本町25-25                    | 214-6888     |
| 秋津、若葉、桜木、桜木東            | 熊本市高齢者支援センターささえりあ | あさひば<br>熊本市東区花立2丁目4-5<br>花立ヒルズ1F         | 360-5550     |
| 城山、高橋、池上                | 熊本市高齢者支援センターささえりあ | 三和<br>熊本市西区城山下代4丁目10-16 B号室              | 329-6743     |
| 城西、花園、池田                | 熊本市高齢者支援センターささえりあ | 井芹<br>熊本市西区島崎2丁目11-13                    | 311-5311     |
| 古町、春日、白坪                | 熊本市高齢者支援センターささえりあ | 花陵<br>熊本市西区春日6丁目19-2<br>マープル春日1F         | 247-6030     |
| 芳野、河内                   | 熊本市高齢者支援センターささえりあ | 金峰<br>熊本市西区河内町野出1948-1                   | 277-2588     |
| 小島、中島                   | 熊本市高齢者支援センターささえりあ | 熊本西<br>熊本市西区小島8丁目9-13                    | 329-2016     |
| 富合                      | 熊本市高齢者支援センターささえりあ | 富合<br>熊本市南区富合町廻江599-4                    | 358-5556     |
| 田迎、田迎南、田迎西、御幸           | 熊本市高齢者支援センターささえりあ | 幸田<br>熊本市南区田井島2丁目9-9<br>田井島スクエアI         | 370-5055     |
| 力合、力合西、城南、川尻、日吉、日吉東     | 熊本市高齢者支援センターささえりあ | 熊本南<br>熊本市南区南高江6丁目7-35<br>(南部まちづくりセンター内) | 358-7222     |
| 飽田東、飽田西、飽田南             | 熊本市高齢者支援センターささえりあ | 飽田<br>熊本市南区会富町1333-1<br>(飽田まちづくりセンター内)   | 227-1695     |
| 銭塘、奥古閑、川口、中緑            | 熊本市高齢者支援センターささえりあ | 天明<br>熊本市南区銭塘町2138-2                     | 223-2660     |
| 杉上、隈庄、豊田                | 熊本市高齢者支援センターささえりあ | 城南<br>熊本市南区城南町宮地1050<br>(城南まちづくりセンター内)   | 0964-28-1131 |
| 植木、山本、田原、菱形、桜井、山東、吉松、田底 | 熊本市高齢者支援センターささえりあ | 植木<br>熊本市北区植木町植木555                      | 272-6914     |
| 川上、北部東、西里               | 熊本市高齢者支援センターささえりあ | 北部<br>熊本市北区鹿子木町66<br>(北部まちづくりセンター内)      | 275-6355     |
| 高平台、清水                  | 熊本市高齢者支援センターささえりあ | 清水・高平<br>熊本市北区山室6丁目8-2                   | 343-0170     |
| 城北、麻生田                  | 熊本市高齢者支援センターささえりあ | 新地<br>熊本市北区清水新地2丁目19-24                  | 288-4800     |
| 龍田、武蔵、弓削、龍田西、楠、楡木       | 熊本市高齢者支援センターささえりあ | 武蔵塚<br>熊本市北区武蔵ヶ丘1丁目9-1 1階                | 339-8130     |

※高齢者支援センターささえりあごとに担当校区が決まっています。

担当校区をご確認の上、それぞれの高齢者支援センターささえりあをご利用ください。

# 12

## 保険料の納め忘れにご注意ください!

### 1年以上滞納すると

- 介護サービスを利用する際に通常は費用の1割負担(高額所得の方は2割~3割)ですが、一旦、利用者が全額負担し、申請により後で保険給付(費用の9割、高額所得の方は7割~8割)が支払われます。

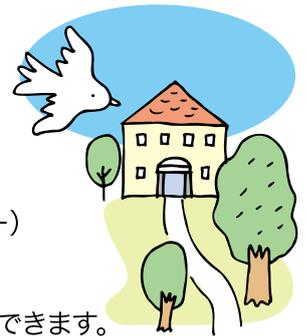
### 2年以上滞納すると

- 保険料の徴収権は2年で時効となります。この時効消滅した保険料に応じて、サービスを利用する際に、利用者負担が3割又は4割に引き上げられたり高額介護(介護予防)サービス費等の支給が受けられなくなります。

# 13

## 相談・お問い合わせについて

- 介護保険に関する情報を市のホームページに掲載しています。  
ホームページアドレス <https://www.city.kumamoto.jp/>
- WAMNET(ワムネット)は、保健・医療・福祉の情報を提供しています。  
<https://www.wam.go.jp/>
- 認定についての相談・お問い合わせは、各区役所福祉課で受け付けます。
- サービス内容などについては下記へお尋ねください。
  - ①高齢者支援センターささえりあ
  - ②担当の介護支援専門員(ケアマネジャー)
  - ③各区役所福祉課
  - ④熊本県国民健康保険団体連合会
- お尋ねの結果、なお不服がある場合は、熊本県介護保険審査会(熊本市中央区水前寺6丁目18-1 電話333-2218)に審査請求することができます。



### ■相談・お問い合わせ先

| 問い合わせ先         | 住 所              | 電 話 番 号  |
|----------------|------------------|----------|
| 中央区役所 福祉課      | 熊本市中央区手取本町1番1号   | 328-2311 |
| 東区役所 福祉課       | 熊本市東区東本町16番30号   | 367-9127 |
| 西区役所 福祉課       | 熊本市西区小島2丁目7番1号   | 329-5403 |
| 南区役所 福祉課       | 熊本市南区富合町清藤405番地3 | 357-4129 |
| 北区役所 福祉課       | 熊本市北区植木町岩野238番地1 | 272-1118 |
| 高齢福祉課          | 熊本市中央区手取本町1番1号   | 328-2963 |
| 介護保険課          | 熊本市中央区手取本町1番1号   | 328-2347 |
| 熊本県国民健康保険団体連合会 | 熊本市東区健軍2丁目4番10号  | 365-0329 |